

館林都市計画地区計画の変更（明和町決定）

都市計画明和入ヶ谷南工業団地地区計画を次のように決定する。

名 称			明和入ヶ谷南工業団地地区地区計画		
位 置			邑楽郡明和町入ヶ谷及び矢島の各一部		
面 積			約 1 4 . 7 ha		
区域の整備開発及び保全の方針	地区計画の目標		隣接する既存工業団地については、本町と隣接町にまたがり、産業拠点として多くの工場が立地する工業団地となっている。 そこで、本区域は当該工業団地と一体となり、新たな工場的土地利用を図るとともに、隣接する集落の住環境の保全を図ることを目標とする。		
	土地利用の方針		既存の工業団地と一体となった産業拠点として、隣接する地区集落の住環境向上と併せて産業集積に向けた適正な土地利用計画とする。		
	建築物等の整備方針		良好な工業団地の形成を図るため、建築物の用途の制限等を定める。		
	地区施設の整備方針		開発行為に伴う雨水の流出増に対応した貯留施設の整備等、開発規模に応じた排水対策を講じ、地区集落との緩衝帯を設ける。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路 幅員 1 5 m 延長約 8 8 0 m 緑地 1 箇所 約 0 . 5 h a 調整池（西） 必要調節容量 2 , 0 3 8 m 3 以上 許容放流量 0 . 0 2 5 m 3 ／ s 以下 一次放流先 既設ボックス（町管理） 調整池（東） 必要調節容量 1 1 , 0 6 2 m 3 以上 許容放流量 0 . 1 3 6 m 3 ／ s 以下 一次放流先 一級河川谷田川（群馬県管理）		
	建築物等に関する	地区の区分	地区の名称	A 地区（工業専用地域）	
			地区の面積	約 9 . 7 ha	
		建築物の用途の制限	建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 （１）店舗 （２）カラオケボックス等		
			建築物の用途は、用途地域の制限を受けるものに加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 （１）住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅		

事項		(3) 畜舎 (4) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下 (5) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、廃棄物処理施設等の処理施設 (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、同条第6項から第11項及び第13項までに規定する営業の用に供するもの (7) 老人福祉センター、児童厚生施設等 (8) 自動車教習所	(2) 店舗 (3) ホテル、旅館 (4) ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バドミントン練習場等 (5) カラオケボックス等 (6) 麻雀屋、パチンコ屋、射的場、馬券・車券発売所等 (7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場 (8) キャバレー、ダンスホール等、個室付き浴場等 (9) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校 (10) 大学、高等専門学校、専修学校等 (11) 図書館等 (12) 病院 (13) 公衆浴場、診療所 (14) 老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等 (15) 老人福祉センター、児童厚生施設等 (16) 自動車教習所 (17) 畜舎 (18) パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下 (19) 危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場若しくは危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場 (20) 火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵、処理の量がやや多い施設若しくは多い施設 (21) 卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、廃棄物処理施設等の処理施設
-----------	--	--	--

		(22) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項、同条第6項から第11項及び第13項までに規定する営業の用に供するもの
建築物の敷地面積の最低限度	1, 000 m ² (ただし、公共の用に供するものについては、この限りではない。)	
壁面の位置の制限	なし	県道矢島大泉線に面する部分において建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、下記に掲げるものを除き4 m（高さ10m未満の建築物にあっては2 m）以上でなければならない。 （1）物置その他これに類する用途に供するもので、軒の高さが2.3 m以下で、かつ、床面積の合計が10 m²以下のもの （2）軒の高さが2.3 m以下の車庫 （3）出窓等で、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さが3 m以下のもの
建築物の高さの最高限度	なし	建築物の高さは、地盤面から20 m以下でなければならない。

「区域は計画図表示のとおり」